

(開会 午後2時00分)

教 育 長	令和5年第8回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
事 務 局	(令和5年第7回の会議録を読み上げる)
教 育 長	令和5年第7回の会議録を各委員に諮り、承認される。
教 育 長	議第57号宇佐市人権教育推進会議設置要綱の制定について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第57号宇佐市人権教育推進会議設置要綱の制定について、ご説明します。1Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
教 育 長	ないようですので、議第57号宇佐市人権教育推進会議設置要綱の制定については承認とし、次に議第58号宇佐市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第58号宇佐市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、ご説明します。3Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	この協議会の開催状況は。
学校教育課長	年2回定期的に開催しています。
委 員	不定期で開催されたことはないのですか。
学校教育課長	この協議会についてはございません。
教 育 長	他にありませんか。
教 育 長	ないようですので、議第58号宇佐市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱については、承認とし、次に議第59号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第59号指定校変更について、ご説明します。5Pをご覧ください。今回は、学期途中の転居によるもの2件、生徒指導上の理由によるもの1件です。なお、登下校は保護者が責任を持ちます。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	なぜ希望校なのかがはっきりしない。本人の考えを聴きたい。
教 育 長	それでは、この件は保留としますが、委員から出された疑問点を聴取し、再度ご説明の上、ご審議いただくということでしょうか。
委 員	はい。
教 育 長	他にありませんか。
教 育 長	ないようですので、議第59号指定校変更については2件承認、1件保留とし、次に報告第1項令和5年度大分県学力定着状況調

学校の結果について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 報告第1項令和5年度大分県学力定着状況調査の結果について、ご報告します。
(詳細は別紙資料に記載)

教育委員長 何か質問はありませんか。
教育委員会と各学校の分析や改善の今後のスケジュールを教えてください。

学校教育課長 昨年度大きく落ち込んだことから学力のプロジェクトチームを組みました。まずは授業改善をということで、自分たちが能動的に勉強して主体的な学習者を作ろうと、学力のチームが県の大分スタンダードを参考に宇佐市独自の「授業の流れ」を作っております。その取り組みを昨年度各校に周知しております。すぐには結果が出ないとは思いますが、その学力プロジェクトチームによる提案によって、今取組を進めているところです。7月末にその結果を受けたプロジェクトチームが集まり、分析して、9月に教務主任会を開催し、学校に周知するようになっていきます。

委員 各校の全員研修はいつになるのですか。
学校教育課長 既に学校では8月中に授業改善会議もち、9月に各校で全員研修をする予定です。

教育委員長 他にありませんか。
委員 中学生のタブレットの持ち帰りについて、家庭学習においては使い次第ではタブレットがない方がいい場合もあると思います。

教育委員長 そのことについては、保護者と学校が連携・協力して取組を進めていきたいと考えています。

教育委員長 他に質問はありませんか。
委員 実践の振り返りは大事になってくるが、学校が多忙な中でも一番大切なのは授業なのでそこに時間を割ける体制を作してほしい。
委員 関連しますが、今学校によっては大きな課題を抱えて先生方が一杯いっぱい状況があるように見受けられますが、学校間格差の広がりはないですか。

学校教育課長 あると思います。学校規模だけの問題ではなく、学力まで追いつかないというような教育活動が厳しい家庭状況もあり、家庭との連携が非常に厳しい状況があり、今年は学力と学級集団づくりをセットに毎回校長会で話をしているところです。

委員 中学校間でばらつきがありますが、小学校から中学校に進学する過程での課題や問題点があるのですか。登下校の通学が影響する問題があるのですか。

学校教育課長 コロナで止まっていましたが、近隣の中学校が集まって教科指導の意識を高めていこうと合同教科部会を持ち、一緒に問題を作っ

たりして取組を進めています。また、登下校については、直接的には影響はないと思いますが、小規模校から中学校に入学した場合等、不登校の状況がないように小規模校が集まって合同授業等を実施し、連携を強化する取組等も必要と考えています。

教 育 長
教 育 長

他にありませんか。

ないようですので、次に報告第2項宇佐学校給食センター、南部学校給食センター運営委員会総会の報告について、学校給食課に説明を求める。

(詳細は別冊資料に記載)

教 育 長
委 員
学校給食課長
委 員
学校給食課長

何か質問はありませんか。

残菜についての質問とは、どんな内容ですか。

残菜の引き取りについての質問でした。

残菜の量はどうか。

メニューによりますが、少ない時は約20キログラム、多い時が50から60キログラムくらいです。

委 員

給食エプロンについて、全国的な話題にもなっていますが、意見は出ませんでしたか。

学校給食課長

エプロンの支給方法は宇佐と南部で違ってきますし、給食費の無償化の関係もありますので、来年度からのエプロンのあり方について、学校現場や保護者の意見を伺いながら今年度中に決めていきたいと思っております。

教 育 長
教 育 長
委 員
学校給食課長

運営委員会の中で協議していただきたいと思っております。

他にありませんか。

食料品の物価高により学校給食の栄養価が下がっていませんか。

宇佐給食センターは2名、南部給食センターは1名の管理栄養士が配置されており、材料費が上がってもメニューごとに摂取量は確保できるように工夫しております。また、材料の購入についても入札により大量購入したり、旬の食材を少しでも安い時期に購入したりして、栄養がきちんと取れるものを提供しております。

教 育 長
委 員
学校給食課長

他にありませんか。

食中毒や職員の健康管理、設備等の点検はどうなっていますか。

施設もかなり老朽化しておりますが、点検は毎日調理前、調理後担当者が点検しております。設備も給食が止まらないように計画を立てて事前に更新をするようにしております。

教 育 長
教 育 長

他にありませんか。

ないようですので、次に報告第3項8月の行事等の予定について、各課に説明を求める。

(詳細は議案に記載)

教 育 長

何か質問はありませんか。

教 育 長

ないようですので、次に追加議案の審議に入ります。議第60号及び議第61号については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、当教育委員会におきまして、毎年度種目ごとに採択することになっております。ただし、同施行令第15条第1項により、当初採択された教科書は、学校教育法付則第9条の規定による教科用図書を除き、4年間同一のものを採択することになっております。ここで審議にあたり、宇佐市教育委員会会議規則第6条には、会議は公開とする。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができるという規定がございます。議第60号、議第61号は、教科用図書の採択における意思形成過程である。議第62号は、人事案件であることから、秘密会が相当と思われます。議第60号、議第61号、議第62号の審議を秘密会とし、非公開での取り扱いとさせていただきますこと、私の方から発議いたしますが、よろしいでしょうか。

委 員
教 育 長

異議なし。

それでは、秘密会とし、審議に入ります。議第60号令和6年度使用小学校用教科用図書採択について及び議第61号令和6年度使用中学校用教科用図書採択について、学校教育課に説明を求める。

学校 教育 課 長

議第60号令和6年度使用小学校用教科用図書採択について、及び議第61号令和6年度使用中学校用教科用図書採択について、ご説明します。

(詳細は別冊資料に記載)

非 公 開

教 育 長

何か質問はありませんか。

ないようですので、議第60号令和6年度使用小学校用教科用図書採択について及び議第61号令和6年度使用中学校用教科用図書採択については、承認とする。次に議第62号令和5年度教職員人事について、学校教育課に説明を求める。

学校 教育 課 長

議第62号令和5年度教職員人事について、ご説明します。

(詳細は追加議案に記載)

非 公 開

教 育 長

何か質問はありませんか。

委 教	員 長	異議なし。 ないようですので、議第62号令和5年度教職員人事については承認とする。ここで秘密会を解きます。
教 教 事	育 育 務	その他ありませんか。 ないようですので、次回教育委員会の日程について 次回教育委員会の日程について、8月28日午後2時から34会議室で如何でしょうか。
教	育 長	8月28日午後2時からでよろしいでしょうか。 各委員に諮り確認のうえ、第8回定例教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後3時45分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。